

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の背景・目的

わが国は、医療技術の進歩や生活水準の向上などにより国民の長寿化が進む一方、急速な高齢化の進行と食生活の変化や運動不足などのライフスタイルが変化しています。これに伴い、がんや心臓病、糖尿病、歯周病などの生活習慣病が増加し、これらに起因した寝たきりなどの要介護者も増加し、医療や介護などに要する社会保障給付費が増大しています。また、近年では、生活習慣病の原因である、朝食の欠食や野菜不足などの食生活の乱れや肥満の増加なども問題となっています。さらに、食文化の継承や地産地消の促進といった課題も生じており、食育を中心とした食生活や食を取り巻く環境の改善が必要とされています。

こうした社会状況を受けて、国は、平成24年7月には、「全ての国民が共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を目指し、平成25年度からの10年間を計画期間とした「健康日本21(第2次)」を策定し、また、平成28年3月に5年間を計画期間とした「第3次食育推進基本計画」を策定しました。千葉県は、平成25年3月に「県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現」を基本理念として、「健康ちば21(第2次)」を策定し、平成28年12月に「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を基本目標とした「第3次千葉県食育推進計画」を策定しました。

さらに、歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、全身の健康に影響を与え、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防に重要な要素となっています。これらの状況を踏まえて、千葉県は、平成30年3月に5年間を計画期間とした「第2次千葉県歯・口腔保健計画」を策定し、乳幼児から高齢者まで、障害のある人や介護を必要とする人も含め、生涯を通じて途切れることのない歯科口腔保健サービスの施策を推進しています。

また、社会の問題としてある自殺に対しても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年には「自殺対策基本法」が改正され、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関連する必要な支援を受けられるよう、都道府県だけでなく、市町村においても「市町村自殺対策計画」を策定することとなりました。また、平成29年7月には、自殺について非常事態が続いていることから改定された「自殺総合対策大綱」が閣議決定し、町では、大綱及び実情に応じた自殺対策を推進することが求められています。

町では、平成14年健康増進計画「酒々井町健康ビジョン」を策定し推進してきました。今回、国や県の動向をふまえ、子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くまちづくりの実現に向け、健康増進計画と食育推進計画、歯科口腔保健計画に加え、自殺対策計画についても関連した計画を一体的に推進するため、平成31年「酒々井健康プラン」を策定します。

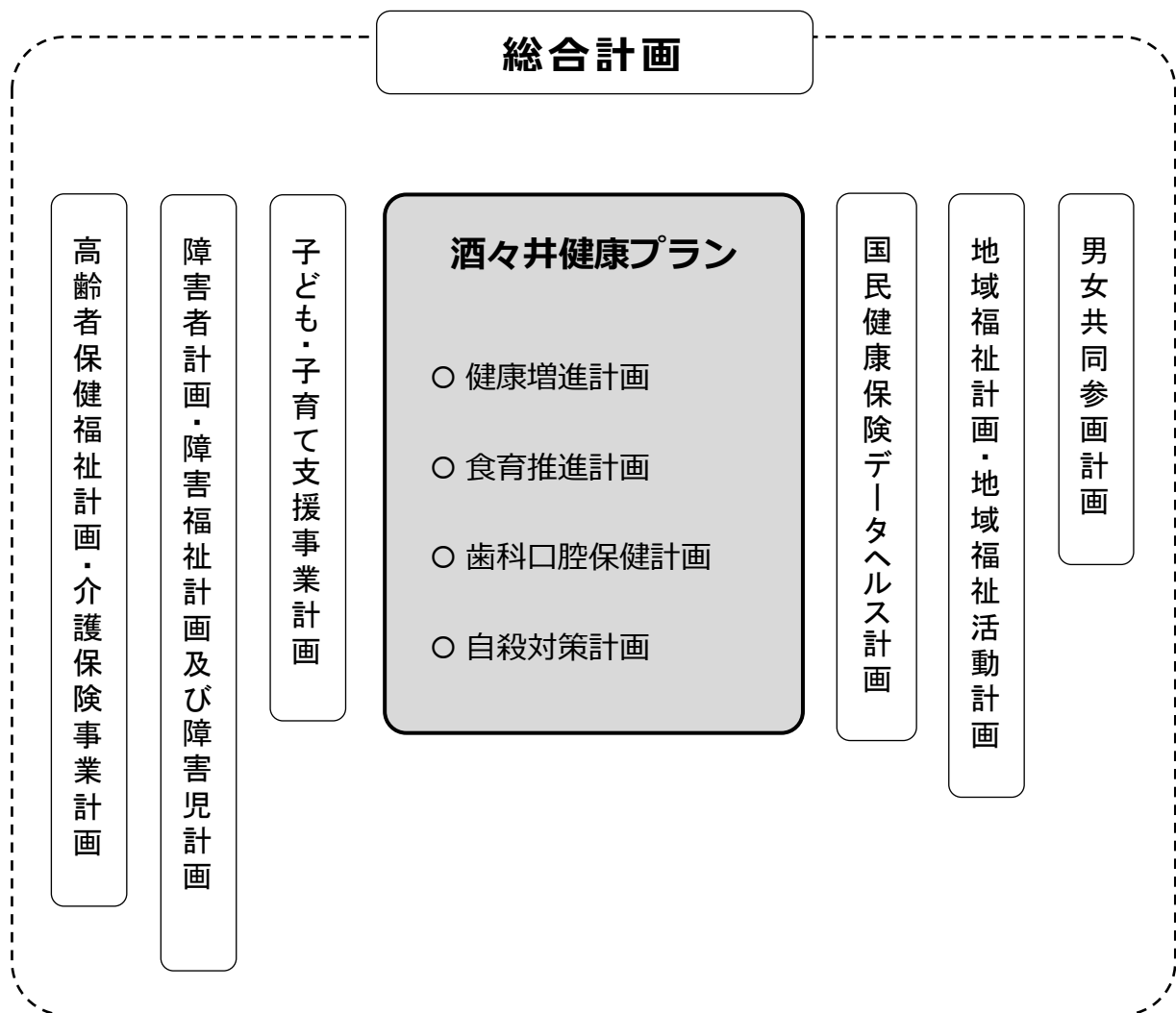
2. 計画の位置づけ

本計画は、下記の4つの計画を一体的に策定するものです。

- 「健康増進法」(平成15年)に基づく「市町村健康増進計画」
- 「食育基本法」(平成17年)に基づく「市町村食育推進計画」
- 「酒々井町民の歯と口腔の健康づくり推進条例」(平成24年)との整合を図った「歯科口腔保健計画」
- 「自殺対策基本法」(平成28年)に基づく「市町村自殺対策計画」

注) 関連する法令については、本計画の【資料編】(100～103ページ)にまとめて掲載しています。

また、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健計画」、「自殺対策計画」は、重複する領域があるため、別々の計画としつつ、重複する領域は一体的に取り組みを進めます。本計画は、「第5次酒々井町総合計画」を上位計画とし、関連諸計画との整合を図り、関係部署と連携を取り、推進します。



3. 計画の期間

本計画は、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間を計画期間とします。また、国や千葉県の動向を踏まえて、平成35(2023)年度に中間評価を実施し、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。

■計画期間

計画	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度	平成36 (2024) 年度	平成37 (2025) 年度	平成38 (2026) 年度	平成39 (2027) 年度	平成40 (2028) 年度
酒々井町健康プラン 健康増進計画 食育推進計画 歯科口腔保健計画 自殺対策計画	計画 策定 期間	計画期間：平成31～40（2019～2028）年度									
						中間 評価					

■国の動き

計画	期間
健康日本21（第2次）	平成25～34（2013～2022）年度
食育推進基本計画（第3次）	平成28～32（2016～2020）年度

■千葉県における関連計画

計画	期間
健康ちば21（第2次）	平成25～34（2013～2022）年度
第3次千葉県食育推進計画	平成29～33（2017～2021）年度
第2次千葉県歯・口腔保健計画	平成30～35（2018～2023）年度
第2次千葉県自殺対策推進計画	平成30～39（2018～2027）年度

4. 計画の策定体制

本計画は、健康福祉課が主体となり策定し、各関連部局と連携して進めていきますが、健康づくりに関する施策は様々な分野が相互に関連しています。したがって、本計画の策定にあたっては、関係各課の担当者と連絡を取り合うなど情報を集め、また、健康増進計画策定懇談会（計2回）を開催し、各分野を代表する方々にご意見をいただきました。